

## 使用済金属類営業関係手数料及び提出書類一覧表

添付書類の作成時期：申請又は届出前3ヶ月以内

		申請・届出時期	手数料	提出書類																
				様式	個人					法人					共通					
					略歴書	住民票の写し※1	誓約書	身分証明書※2	未成年者 法定代理人に係る書類等※3	定款※4	登記事項証明書※5	役員全員 身分証明書			誓約書	URL疎明書類※6	許可証			
許可申請	個人	営業を開始する前	10,000円	許可申請書(第1号様式)	○	○	○	○	△									△		
	法人								○	○	○	○	○	○	○	△				
許可の更新申請	個人	許可の有効期限の約2ヶ月前	10,000円	許可更新申請書(第1号様式)	○	○	○	○	△									△		
	法人								○	○	○	○	○	○	△					
再交付申請		速やかに	1,200円	再交付申請書(第3号様式)															△※7	
変更・書換申請	個人	氏名、住居の変更	1,500円	書換申請書(第4号様式)		○													○	
	法人	名称、所在地の変更								○									○	
	共通	営業所の名称、所在地の変更																		○
変更届	法人	代表者の変更	変更の日から14日以内 (登記事項証明書を添付すべき場合は、20日以内)	変更届出書(第4号様式)							○	○	○	○	○					
		代表者の氏名、住居の変更											○							
		役員の変更									○	○	○	○	○					
		役員の氏名、住居の変更												○						
	共通	保管場所・解体場所の変更																		
		取り扱う使用済金属類の区分の変更																		
		行商の有無・行商区域の変更																		
		URLの変更															○			
返納届		返納事由発生の日から10日以内	—	返納理由書(第5号様式)															○	

- ※1 住民票の写し・・・本籍の記載があるもの。外国人にあっては国籍等の記載があるもの
- ※2 身分証明書・・・破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（市町村発行のもの）
- ※3 法定代理人に係る書類等・・・申請者が未成年者である場合の法定代理人に係る書類等（施行規則第5条第2項第1号ニ参照）
- ※4 定款・・・申請者による謄本証明がなされたもの
- ※5 登記事項証明書（法人）・・・履歴事項全部証明書。許可申請書に添付する場合は現在事項全部証明書でも可。法務局発行のもの
- ※6 URL疎明書類・・・インターネット等を利用して取引を行う場合のURLの使用権限を疎明する書類（プロバイダが発行する通知書の写し等。単にホームページを印刷したものでは不可）
- ※7 許可証を汚損した場合は、汚損した許可証を提出